

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和5年5月17日(2023.5.17)

【公開番号】特開2023-63605(P2023-63605A)
 【公開日】令和5年5月9日(2023.5.9)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-084
 【出願番号】特願2023-43271(P2023-43271)
 【国際特許分類】
 A 6 3 F 7/02(2006.01)
 【FI】
 A 6 3 F 7/02 3 2 0

10

【手続補正書】
 【提出日】令和5年5月9日(2023.5.9)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】
 【請求項1】

遊技者による操作対象とされる操作手段と、
判定を行う判定手段と、
前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与
しうる特典付与手段と、
前記操作手段に対しての操作受付が許容される受付許容状態を発生可能であり、該受付
許容状態で操作受付がなされると、該操作受付がなされたことに基づいて受付後表示を表
示可能な受付状態実行手段と、
前記受付許容状態の発生に際して、操作受付が許容される状態にあること、または操作
受付が許容される状態になることを示唆する特定の受付許容音を可聴出力しうる許容音出
力手段と
を備え、

30

前記受付許容状態として、当該受付許容状態が終了するまでの間に前記操作受付が複数
回にわたって許容されうる複数回許容状態が少なくとも用意されている遊技機であって、
前記複数回許容状態として、前記操作受付が複数回にわたって許容される操作対象とし
て設定される操作手段を操作した状態に維持し続けるだけで前記操作受付が複数回なされ
うる維持操作許容状態と、前記操作受付が複数回にわたって許容される操作対象として設
定される操作手段を操作した状態に維持し続けても前記操作受付が複数回なされない維持
操作非許容状態とが用意されており、

40

前記維持操作非許容状態では、その発生に際して、前記特定の受付許容音が可聴出力さ
れず、
前記維持操作許容状態では、その発生に際して、前記特定の受付許容音が可聴出力され
る場合と、前記特定の受付許容音が可聴出力されない場合との両方があるようになってお
り、

さらに、
前記受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したこ
とを契機として該受付後表示が非表示の状態にされる場合と、非表示の状態にされない場
合とがあるが、前記受付後表示が特定の受付後表示として表示される場合は、該特定の受
付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機

50

として該特定の受付後表示が必ず非表示の状態にされるようになっており、

前記受付後表示が前記特定の受付後表示とは異なる特別の受付後表示として表示される場合は、該特別の受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該特別の受付後表示が非表示の状態にされることがないようになっており、

さらに、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされない場合は、該特定条件が成立したときに特定種別の演出音が新たに出力開始されることはないが、前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、該特定条件が成立したときに前記特定種別の演出音が新たに出力開始されるようになっており、

10

さらに、

前記特定の受付後表示に関する操作の受け付けが許容される状態においては、該操作の対象を摸した摸画像表示が表示可能とされており、

前記特定の受付後表示に関する操作の受け付けが許容される状態において、前記特定の受付後表示に関する操作の受け付けがなされず前記特定の受付後表示が表示されていないなかで前記特定条件が成立したときには、該特定条件が成立したことを契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされるようになっており、

さらに、

前記摸画像表示は、前記特定条件が成立したことを契機として非表示の状態にされる場合と、前記特定条件とは異なる条件を契機として非表示の状態にされる場合とがあり、

20

前記特定条件が成立したことを契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされる場合は、該摸画像表示を非表示にするときに消滅演出表示が表示されることがないのに対し、前記特定条件とは異なる条件を契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされる場合は、該摸画像表示を非表示にするときに前記消滅演出表示が表示される場合と、前記消滅演出表示が表示されない場合との両方がある

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下が懸念される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

40

手段1：遊技者による操作対象とされる操作手段と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与しうる特典付与手段と、

前記操作手段に対しての操作受付が許容される受付許容状態を発生可能であり、該受付許容状態で操作受付がなされると、該操作受付がなされたことに基づいて受付後表示を表示可能な受付状態実行手段と、

前記受付許容状態の発生に際して、操作受付が許容される状態にあること、または操作受付が許容される状態になることを示唆する特定の受付許容音を可聴出力しうる許容音出力手段と

50

を備え、

前記受付許容状態として、当該受付許容状態が終了するまでの間に前記操作受付が複数回にわたって許容される複数回許容状態が少なくとも用意されている遊技機であって、前記複数回許容状態として、前記操作受付が複数回にわたって許容される操作対象として設定される操作手段を操作した状態に維持し続けるだけで前記操作受付が複数回なされる維持操作許容状態と、前記操作受付が複数回にわたって許容される操作対象として設定される操作手段を操作した状態に維持し続けても前記操作受付が複数回なされない維持操作非許容状態とが用意されており、

前記維持操作非許容状態では、その発生に際して、前記特定の受付許容音が可聴出力されず、

10

前記維持操作許容状態では、その発生に際して、前記特定の受付許容音が可聴出力される場合と、前記特定の受付許容音が可聴出力されない場合との両方があるようになっており、

さらに、

前記受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該受付後表示が非表示の状態にされる場合と、非表示の状態にされない場合とがあるが、前記受付後表示が特定の受付後表示として表示される場合は、該特定の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該特定の受付後表示が必ず非表示の状態にされるようになっており、

前記受付後表示が前記特定の受付後表示とは異なる特別の受付後表示として表示される場合は、該特別の受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該特別の受付後表示が非表示の状態にされることがないようになっており、

20

さらに、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされない場合は、該特定条件が成立したときに特定種別の演出音が新たに出力開始されることはないが、前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、該特定条件が成立したときに前記特定種別の演出音が新たに出力開始されるようになっており、

さらに、

30

前記特定の受付後表示に関する操作の受け付けが許容される状態においては、該操作の対象を摸した摸画像表示が表示可能とされており、

前記特定の受付後表示に関する操作の受け付けが許容される状態において、前記特定の受付後表示に関する操作の受け付けがなされておらず前記特定の受付後表示が表示されていないなかで前記特定条件が成立したときには、該特定条件が成立したことを契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされるようになっており、

さらに、

前記摸画像表示は、前記特定条件が成立したことを契機として非表示の状態にされる場合と、前記特定条件とは異なる条件を契機として非表示の状態にされる場合とがあり、

前記特定条件が成立したことを契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされる場合は、該摸画像表示を非表示にするときに消滅演出表示が表示されることがないのに対し、前記特定条件とは異なる条件を契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされる場合は、該摸画像表示を非表示にするときに前記消滅演出表示が表示される場合と、前記消滅演出表示が表示されない場合との両方がある

40

ことを特徴とする遊技機。

【**手続補正 4**】

【**補正対象書類名**】明細書

【**補正対象項目名**】0008

【**補正方法**】削除

【**補正の内容**】

50